

平成 24 年度第 8 回青森市子ども委員会議開催概要

- 1. 日時** 平成 24 年 7 月 30 日 (月) 9 時 15 分～12 時 15 分
- 2. 場所** リンクステーションホール青森 (青森市文化会館) 4 階 小会議室(1)
- 3. 出席者** 平成 24 年度青森市子ども委員会議委員 14 名 (欠席者 18 名)
子ども委員サポーター1 名
事務局 2 名
- 4. 活動内容** 子どもの権利条例を周知するための子ども向けリーフレットについて
- 5. 開催概要**

第 8 回会議は、子どもの権利条例制定後、その内容を子どもたちにお知らせするためのリーフレットをどのように作ればいいのかについて、グループごとに考えてもらい、それを発表する、という活動を行いました。

まず、1 つ目のテーマは子ども向けリーフレットの対象範囲についてです。

「子ども」と一括りと言っても、0 歳から 18 歳未満まで幅広いですが、何歳以上の子どもを対象にリーフレットを作ればいいのか、また、小学生用、中学生用などのように、何種類のリーフレットを作ればいいのかについて、子ども委員の皆さんに考えてもらいました。



子ども委員が考えた意見内容

<対象範囲について>

- ・ 小学校 1 年生から高校 3 年生まで
(小学校 1 年生のうちから少しずつ「子どもの権利」について知ってほしいから。)
- ・ 小学校 5 年生から高校 3 年生まで
(小学校 5 年生であれば、ある程度の知識もついていると思うから。)
- ・ 小学校 4 年生から中学校 3 年生まで
(小学校 4 年生であれば、理解できると思うから。また、高校生世代には働いている人もいるので、大人と同じ (リーフレット) でいいのではないかと思うから。)

<何種類のリーフレットを作ればいいのかについて>

- ・ 小 1 から小 4 までのものと、小 5 から高 3 までのものの 2 種類
(小 5 以上は、責任感もついて、中学生になることへの意識がついていると思うので、中学生や高校生と同じものでいい。)
- ・ 小 5 から中 2 までのものと、中 3 から高 3 までのものの 2 種類
(中 3 は高校生に近く、高校生と同じものでも読めると思うから。)
- ・ 小学生用 (小 4～小 6) と、中学生用の 2 種類
(小学生用は難しい漢字に振り仮名が必要。また、中学生用は中 2 レベルの漢字を使うことで、中 1 から中 3 まで理解できると思うから。)

2つ目のテーマは、子ども向けリーフレットの構成についてです。

1つ目のテーマで考えてもらったリーフレットの対象範囲に合わせて、リーフレットで使う言葉の表現レベルをどうすればいいか、また、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会で検討している「子どもの権利条例」骨子案（平成24年7月8日開催の第6回分科会資料）を参考にしながら、リーフレットのレイアウト（ページ数や条例内容の載せかたなど）をどうすればいいかについて、子ども委員の皆さんに考えてもらいました。



子ども委員が考えた意見内容

<言葉の表現レベルについて>

- ・ 小1から小4までのものと、小5から高3までのものの2種類
⇒ 小2が分かる程度の表現と、中1が分かる程度の表現
- ・ 小5から中2までのものと、中3から高3までのものの2種類
⇒ 中1が分かる程度の表現と、高1が分かる程度の表現
⇒ 小6の終わりくらいのレベルの表現と、中3の終わりくらいのレベルの表現
- ・ 小学生用（小4～小6）と、中学生用の2種類
⇒ 小5が分かる程度の表現と、中2が分かる程度の表現

<リーフレットのレイアウトについて>

- ・ 小1から小4までのリーフレットについては、イラストを多く取り入れるほか、色使いを考える。さらに見やすさを重視すること、また、“子どもにとって大切な権利”（「子どもの権利条例」骨子案の第2章）の部分については、特に伝えたいところを抜粋して整理し、リーフレット全体のページ数は6～10ページ程度にする。
- ・ 小5から高3までのリーフレットについては、挿絵を少し入れるものの、「子どもの権利条約」の内容について知ってもらうために、文字でしっかりと伝えるようにする。
- ・ “子どもにとって大切な権利”の部分については、『子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重』と『安心して生きる権利』を1ページに、『自分らしく生きる権利』を1ページに、『豊かで健やかに育つ権利』、『意見を表明し参加する権利』を1ページにそれぞれまとめることで、リーフレット全体のページ数を10ページに収める。
- ・ “前文”については、全文を載せても、子どもは多分きちんと読まないもので、要点だけまとめて載せればよいと思う。（“前文”は簡略化して載せるほうがよい。）
- ・ “子どもにとって大切な権利”の部分については、多くても2ページに収めて、リーフレット全体のページ数を8ページにし、規格を普通の両面刷8ページにするのではなく、巻き4つ折り（同じ方向に3回巻くように折れている形態）にする。

今回、子ども委員の皆さんに考えてもらった意見は、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の皆さんにお伝えし、今後、具体的な内容を考えていく際の検討材料として活用していきます。